

公共交通等事業者燃油高騰対策一時支援金交付要綱

令和 4年 7月 8日

一般社団法人兵庫県タクシー協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県タクシー協会(以下「協会」という。)が実施する公共交通等事業者燃油高騰対策一時支援金(以下「支援金」という。)の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 燃料価格高騰の影響を大きく受ける公共交通等事業者の事業継続を支援するため、支援金を交付する。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、別表1に定めるとおりとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表2に定めるとおりとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、兵庫県及び営業所の所在市町分(別表1～2に定める市町に限る)ごとに、支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(申請内容の審査及び支援金の交付決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、審査の上、支援金の振り込みをもって交付決定とする。

(申請の取下げ)

第7条 交付申請者は、第5条の交付申請を取り下げることができる。

(交付決定の取消し)

第8条 会長は、第6条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3) 廃業により、令和5年3月31日まで事業を継続することができないとき。
- (4) 交付申請者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他法令に違反したとき。

西宮市の要綱

(支援金の返還)

第9条 会長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第10条 交付申請者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 交付申請者は前条第1項の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第11条 会長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 交付申請者が暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報をほかの事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、または兵庫県知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

2 交付申請者は、支援金の使途に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第12条 会長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は会長が別に定める。

2 会長及び交付申請者は、支援金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

別表1 交付対象者(タクシー)

自治体名	交付対象者
兵庫県	<p>道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号八に定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、県内に営業所を有し、令和4年5月末時点において事業を営んでおり、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるもの。</p> <p>(令和4年6月以降に事業を継承し、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるものを含む。)</p> <p>ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く。</p>
西宮市	<p>道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号八に定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、西宮市内に営業所を有し、令和4年5月末時点において事業を営んでおり、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるもの。</p> <p>(令和4年6月以降に事業を継承し、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるものを含む。)</p> <p>ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く。</p>

別表2 支援金の額(タクシー)

自治体名	支援金の額
兵庫県	<p>支援金の額は、以下の算定式による 算定式: 車両数() × 4,000 円 車両数とは、令和4年5月31日時点において県内の営業所に配置されている車両数を上限とする。 ただし、以下の車両は除く。 福祉輸送など用途を限定して使用する車両 未車検等休車扱いとしている車両(新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の特例(休車特例)を受けた車両を含む)</p> <p>なお、申請後、令和5年3月31日までに休車・処分・廃業等により稼働する車両数が減少し、支援金の算定に使用した車両数を下回る場合には、当該下回った車両数分を返還すること。</p>
西宮市	<p>支援金の額は、以下の算定式による 算定式: 車両数() × 20,000 円 車両数とは、令和4年5月31日時点において西宮市内の営業所に配置されている車両数を上限とする。 ただし、以下の車両は除く。 福祉輸送など用途を限定して使用する車両 未車検等休車扱いとしている車両(新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の特例(休車特例)を受けた車両を含む)</p> <p>なお、申請後、令和5年3月31日までに休車・処分・廃業等により稼働する車両数が減少し、支援金の算定に使用した車両数を下回る場合には、当該下回った車両数分を返還すること。</p>